まつもとほうじん

令和３年（2021年）１月号
第５５２号

ホームページ　http://www.matsumotohojinkai.or.jp/　メールアドレス　hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp

～松本市で捕獲した雉のロースト
雉のブイヨンソース～
写真提供：RESTRO RIN（松本市中央）

ー主 な 記 事ー

税務署長・会長新年ご挨拶……２頁
税についての作文……３頁
皆さんこんにちは・新井さやか氏……４頁
頑張ってます・原薫氏……４頁
ふるさとの食シリーズ 等……５頁
労務レポート……６～７頁
青年部・女性部コーナー……７頁
税務ポイント……８頁
１月の予定 等……９頁
当会役員・監事年賀……10頁
会員福利厚生制度ＰＲ……11頁
12月号掲載記事に関する修正につきまして、
　地区トピックス、川柳コーナー、あとがき……12頁
冬期特別研修会(2/22開催)のお知らせ……付録

ふるさとの食シリーズ

～ 信州のジビエ ～

最近よく目にする「ジビエ」ですが、もともとは狩猟によって食材として捕獲された野生鳥獣を意味するフランス語で、伝統的な欧州料理としてグルメな人には人気がありました。ただ近年は、農作物被害対策として駆除された鳥獣肉をジビエとして供給するビジネスが拡大中で、身近な飲食店でも気軽に楽しめるようになりました。

（※関連記事５頁　横沢敏編集委員）

みんなで回覧しましょう。

確認印 社長					経理担当	

令和３年
謹賀新年

松本税務署長　宮澤正子

令和３年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人松本法人会会員の皆様方には、お健やかに新年をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

旧年中は税務行政に対しまして、深いご理解と格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

貴会におかれましては、新型コロナウイルス感染症の流行拡大により社会経済活動の制限を受けるなか、各種研修会の開催や小学校の租税教室への講師派遣など、「新しい生活様式」を実践して活動を続けておられます。また、「税に関する絵はがきコンクール」の募集や、広報誌「まつもとほうじん」に税務関係記事を毎月掲載しておられます。これらの租税教育活動や税の啓発活動に積極的に取り組んでいただいておられますことに対しまして、心から敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は急速に変化しています。経済活動のＩＣＴ化やグローバル化の進展に加えて、今般の新型コロナウイルス感染症は、社会の変化を一回りも二回りも早めています。そうした中においても、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を十分に果たしていくためには、神澤会長をはじめ、松本法人会の皆様方のお力添えが必要不可欠であると考えておりますので、引き続き、ご支援･ご協力をお願いいたします。

間もなく令和２年分の確定申告が始まります。

昨年の確定申告期においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国一律の申告期限の延長や３密を避けた申告相談をしなければならないといった前例のない事態に直面しましたが、大きな混乱もなく終えることができました。

本年は、昨年以上に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する状況において、納税者サービスのより一層の向上と感染対策が求められております。マイナンバーカードを利用したスマホ申告がより利用しやすく改善されましたので、ご自宅から申告できるe-Tax申告をぜひご利用ください。また、確定申告会場における混雑緩和と感染リスクの軽減を図るため、「入場整理券」を導入することといたしました。これは、確定申告会場へ入場できる時間枠が設定された「入場整理券」を発行するもので、確定申告会場で当日発行するほか、オンラインで事前に発行することもできるものです。これらのほか、確定申告会場へ入場する際の検温の実施や少人数での来場、会場内でのマスクの着用・手指消毒などを呼び掛け、感染対策の徹底を行って参ります。

松本法人会の皆様におかれましては、コロナ禍の中、確定申告の円滑な実施に向け、国税当局の取組について、ご支援とご協力をいただきますようお願いします。

結びに当たり、新しい年が松本法人会の皆様にとりまして、幸多き年となりますよう、心から祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

一般社団法人松本法人会 会長　神澤陸雄

新年おめでとうございます。皆様におかれましては、穏やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は当会の運営にあたりまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は、まさに未曽有の災害である新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に我が国も巻き込まれ、一時は感染拡大防止のため緊急事態宣言が発令されたことにより、社会活動や経済活動は大きな打撃を受けました。緊急事態宣言が解除されてからは、経済活動に対する制約が徐々に緩和され、国の支援策も加わって企業業績も回復基調となってきたものの、年末には感染が再拡大するなど、依然厳しい状況であり先行き不透明感が強まっております。コロナ禍の影響を受けておられます会員企業の皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、そうした中でも企業と従業員の方々の暮らしを守るため懸命に努力を続けておられる経営者の皆様に対しまして、心より敬意を表します。

当会におきましては安全面への配慮から、予定しておりました税務研修会や諸会議、親睦事業の多くを見合わせるなど厳しい会運営を余儀なくされ、会員企業の皆様にもご不便をおかけすることになりましたが、毎月発行の広報誌での最新の税制やコロナ禍の特例に関する情報提供、ネットを活用したオンライン研修会や安全対策を施した上での生活習慣病健診の実施、会員企業を守る福利厚生制度のご案内、献血や松本児童園への寄付・奉仕作業といった社会貢献活動、小学生を対象とした租税教育活動などを松本税務署様、当会役員・会員の皆様、関係機関にご協力をいただきながら可能な範囲内で実施することが出来ました。皆様のご協力に対しまして心より感謝申し上げます。

これまでの経済危機に対する政策は通用せず、現状では、感染拡大防止と経済活動の両立を目指して調整せざるを得ない状態が続いておりますが、政府には、全ての国民が安心して生活を送れるように、多角的で実効性のある施策を状況の変化に応じてスピード感をもって実行していただきたいと思います。

今しばらくはこうした状況が続くことが予想されますが、当会では皆様の健康と安全を第一とする姿勢は維持しつつ、経済団体として「新しい生活様式」に対応した社会経済活動の推進も念頭に会運営と会員企業の経営に資する事業、地域社会の発展に寄与できる事業の実施に向けた準備をしっかりとおこなってまいりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

新しい年を迎えるにあたり、一日も早くこの災厄に打ち勝つとともに、会員企業、関係者各位、地域の皆様方に平穏と繁栄が訪れますことを心より祈念いたし、年頭のご挨拶といたします。

税についての作文コンクール

長野県納税貯蓄組合連合会長賞

コロナ禍で気づいた税金の本意

信州大学教育学部附属松本中学校　三年　宮坂　夏実

　二〇二〇年二月末、私の通う中学校は新型コロナウイルス感染拡大防止の為、突然休校になりました。そして町のすべてのお店の棚からは、マスクや除菌グッズ、トイレットペーパーがあっという間になくなり品切れ状態となりました。その後、日本に住む人たちみんなが心待ちにして準備してきた東京オリンピックの延期が決まり、四月には安倍内閣総理大臣から感染が拡大している都道府県への緊急事態宣言が発令されました。感染拡大防止の為、他県への移動は自粛しなければいけません。不幸にもコロナ感染で命を落とされた方は、最期に家族や親しい人とも顔を合わせることもできないのです。遠方にいる大切な家族を守る為にお互いに会いにいけないのです。パンデミックにより海外への渡航はできません。コロナは人を選ばず世界中の人の命を今も奪っています。感染だけでなく経済活動の停止により苦境に立たされている人たちの生活も奪っています。

　もしも明日、自分の家族や頼れる人が突然いなくなり、たった一人になったとしたら、何を頼りにしますか。窮地に立たされ不安で呆然としている自分を安心させてくれるものは何ですか。それこそがまさに、国や地方の県市町村が税金を納めることで維持してくれている安全、安心ではないでしょうか。救急車やコロナの健康相談窓口、経済的苦境に立たされた時の支援、学業を継続するための支援……。税金は、私達をいつも見守ってくれています。いざとなると助けてくれるとても心強い味方です。実際にはもっと身近に存在する公共サービスがありますが、その本意に気づかず、税金によって築き守られている社会の中で、自分の目の前の損得だけで増税反対と、税金にマイナスなイメージを持っていた部分が私には少しありました。今、ウイルスと共存していく脅威を知り、ＡＩ（人工知能）の発達により社会の発展と人の働き方の変化、日本の少子高齢化による社会保障の問題や新しい生活様式への変化、地震などの頻繁に起こる大規模な災害、地球温暖化による異常気象などの環境問題のようなこれまでに経験したことのない不測のことが起こっています。これからは、誰もが必ず直面し、しかも一人の力では解決できないことが当たり前の時代に突入したのだと思います。それゆえ、今後はさらに税金の役割が大きくなり、より重要になってくると思います。みんながみんなの幸せを大事に思い、助け合うこのありがたい税金のシステムに本当に感謝したいです。将来、税金を納めることで、困っている誰かの役に立てることを誇りに思い、自分も変わりゆく世の中にあった新しいこれからの税金の仕組みに関心を寄せ、一緒に持続可能な未来社会を考え支えていきたいです。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。
KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本　　社：松本市芳野19番48号

皆さん
こんにちは♪

有限会社　A&A構造研究所
松本市白板
代表取締役　新井　さやか 氏

『設計という仕事を通じて安全を守る』

A&A構造研究所は建物の構造設計（建物の倒壊等を防ぐ設計）を主軸に、意匠設計（建物全体のデザイン設計）等を含めた総合設計も手掛ける会社で、地元長野県と関東エリアを中心に公共施設や民間施設の建築・改修設計や耐震診断を行われています。

新井社長は神奈川県で14年間研鑽を積まれて2018年に帰松。父親である先代社長の下で更なる経験を積まれていた今年８月に先代のご逝去に伴い代表に就任されました。突然の事業承継となりましたが、先代の下で学んだ経験・心構えと、なにより頼りになる従業員の皆さんの支えで今があると話してくださいました。

近年、自然災害が多発しており、人の命を守るための設計という仕事の重要性が増しています。先代が遺された「努力しなければ、チャンスは掴めない。人のため、己のため、戦略を練り、行動する。」という社是を忘れず日々精力的に活動されています。大変忙しい毎日をお過ごしですが、時間があれば昔から好きだったサッカー観戦に行きたいと笑顔で話されました。益々のご活躍をお祈りいたします。

（川船昌子編集委員）

法人会　無料会員相談室実施中　くわしくは事務局まで

頑張ってます!!

『山に生きる知恵の継承を』

株式会社 柳沢林業
松本市岡田
代表取締役 原　薫 氏

昭和39年創業の柳沢林業は人の暮らしと森林をつなぐ会社です。平成15年に入社しましたが、25年に創業者から経営を引き継ぐことになりました。

川崎市の出身で、筑波大学の農学部で学びましたが、木の文化を継承するかっこいい職人になりたいと思い、静岡の森林組合で山の仕事を始めました。祖父ほども年の離れた先輩から手ほどきを受け、その生きざまに触れた山の暮らしは新鮮で、当初は木工の仕事でもと考えていましたが、以来林業の世界にいます。冬の山の暮らしには狩猟が欠かせないため、狩猟免許も取り、鹿・猪・熊などの大物の巻き狩りにも行きました。

たまたま縁あって暮らすことになった松本で今の職場に入り、今日に至ります。山の仕事は命の危険と隣り合わせのうえ、自然相手の難しい職場です。社員はＩターンの若者も多く、子育て世代もいますので、経営者になってみると彼らの暮らしを守る責任を感じます。完全週休二日制を導入するなど職場環境を整備し、社員の成長が会社の成長につながり、地域や職場の明るい未来が描けるよう仕事に取り組んでいます。

（横沢敏編集委員）

【ふるさとの食】シリーズ ⑩

信州のジビエ
～山の命を美味しくいただく～

11月15日に狩猟が解禁となり、猟に行かれている法人会員さんに話を伺ったところ、シカやイノシシなどの大物は何人かのハンターが協力する巻き狩りでライフル銃や散弾銃を使って、カモ、キジ、ウズラといった鳥は空気銃を使って少人数で猟に行かれるケースが多いそうです。山に暮らす人の減少によって野生動物の生息域が広がり、農業被害の増加によって耕作放棄地が増加するといった悪循環を解消する目的で、シカなどの個体数調整（駆除）も盛んにおこなわれるようになりました。駆除された個体の多くはそのまま山中に埋設されていますが、折角いただいた命ですから認証を受けた解体処理施設を通しての流通も増加し、飲食店での供給も増えています。

そもそも信州では諏訪大社の鹿食免※に代表されるように、山に住む獣を食べる習慣が昔からあり、「ぼたん」「もみじ」「さくら」といった隠語でも語られるくらい身近な食材でしたから、昆虫食同様に信州の郷土食といえるかもしれません。松本市の市街地から車で30分程度のところにも狩猟の最適地があるそうで、里山でとれる鳥類は田畑の作物を「餌」としているため非常に肉質がよく、おすすめだそうです。野生の肉は畜産肉と違ってパワーにあふれ、少量食べただけでも体に熱を感じるほど温まります。２月15日までが狩猟期間ですので、ぜひこの機会に地元の美味しいジビエをお楽しみください。

～キジバトのロースト
焼き野菜と内臓のソテー～

鹿食免…殺生や肉食が禁じられていた時代に、狩猟の神とされる諏訪大社が肉を食べても罰が当たらない免罪符として発行していた免状

写真提供：RESTRO RIN　　**（横沢敏編集委員）**

ご協力ありがとうございました！

令和２年度
“松本法人会 やまびこ運動” 結果報告

ご紹介 54件　　**ご入会 28社**

会員企業の皆様に、お取引先やお知り合いを紹介いただき、当会への入会のきっかけとさせていただく「松本法人会 やまびこ運動」。今年は５月から活動期間を１か月延長し12月末まで皆様にご協力をいただきました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、例年多くの部会で実施いただいていた部会単位での会合や企業訪問などが制限されてしまいましたが、今年は役員の皆様お一人お一人のご協力と福利厚生制度担当各社、地元金融機関様からのご助力により、紹介件数が54件となり、その中からの入会が28社となりました。皆様大変なご苦労をなされている中で賜りましたご協力に厚く御礼申し上げます。（12月22日集計時点）

なお、本年度も各部会には「新規加入数目標」と共に、「やまびこ運動紹介件数目標」を設け、期間中に目標を達成された部会への表彰を予定しておりますが、波田部会様にやまびこ運動紹介件数目標（目標数：13件）を達成していただきました。ご協力誠にありがとうございました。

地域社会の繁栄のために。
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE
Nabelin
鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp
環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

労務レポート

テレワークとフレックスタイム制の導入につきまして②

～フレックスタイム制（2019年４月改正）につきまして～

社会保険労務士　高　砂　礼　次

今回は、前回の労務レポートの後半部分となります、「フレックスタイム制」につきましてレポートをいたします。働き方改革ならびに新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応として、前回のテレワークとともにフレックスタイム制を導入または検討されている企業様も多いのではないでしょうか。こちらの制度は以前からございますが、2019年４月に一部が改正されておりますのでこの点も含めてお伝えいたします。

フレックスタイム制とは「一定の期間（清算期間）について、あらかじめ定めた総労働時間の範囲内で労働者が、日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることができる制度」です。先の改正ではこちらの清算期間の上限が１か月から３カ月に延長されました。

通常の労働時間制度では、基本的に１日単位の労働時間・時間帯が定められていますが、フレックスタイム制では、清算期間内で、定められた総労働時間働けば良いことになるので、多めに働く日があれば、少ない日があっても良いことになります。制度を導入する際、企業は一日の中で必ず出勤しなければならない「コアタイム」という時間を設けることが出来ます。そしてその前後が自由に出退勤出来る「フレキシブルタイム」ということになります。なお、コアタイム、フレキシブルタイムともに必ず設ける必要はありません。

制度を導入する際には「就業規則等への規定」と「労使協定で所定の事項を定めること」が必要となります。まず、「就業規則等への規定」についてですが、就業規則その他これに準ずるものにより、始業及び終業の時刻を労働者の決定に委ねる旨を定める必要があります。続いて「労使協定で所定の事項を定めること」では、以下の事項が求められます。

「①対象となる労働者の範囲」
「②清算期間」
「③清算期間における総労働時間（清算期間における所定労働時間）」
「④標準となる１日の労働時間」
「⑤コアタイム(※任意)」
「⑥フレキシブルタイム(※任意)」

なお、清算期間が１か月を超える場合には、「労使協定書を所轄労働基準監督署に提出する必要」が生じますのでご留意ください。

就業規則の例

（適用労働者の範囲）
第○条　第○条の規定にかかわらず、営業部及び開発部に所属する従業員にフレックスタイム制を適用する。
（清算期間及び総労働時間）
第○条　清算期間は１箇月間とし、毎月１日を起算日とする。
　②　清算期間中に労働すべき総労働時間は、154時間とする。
（標準労働時間）
第○条　標準となる１日の労働時間は、７時間とする。
（始業終業時刻、フレキシブルタイム及びコアタイム）
第○条　**フレックスタイム制が適用される従業員の始業および終業の時刻については、従業員の自主的決定に委ねるものとする。**ただし、始業時刻につき従業員の自主的決定に委ねる時間帯は、午前６時から午前10時まで、終業時刻につき従業員の自主的決定に委ねる時間帯は、午後３時から午後７時までの間とする。
　②　午前10時から午後３時までの間（正午から午後１時までの休憩時間を除く。）については、所属長の承認のないかぎり、所定の労働に従事しなければならない。
（その他）
第○条　前条に掲げる事項以外については労使で協議する。

始業・終業時刻を従業員の自主的決定に委ねる旨を定める必要があります。

フレックスタイム制を導入した場合には、時間外労働に関する取扱いが通常とは異なりますので注意が必要となります。制度を導入した場合には、労働者が日々の労働時間を自ら決定することになります。そのため、１日８時間・週40時間という法定労働時間を超えて労働しても、ただちに時間外労働とはなりません。逆に、１日の標準労働時間に達しない時間も欠勤となるわけではありません。清算期間における実際の労働時間のうち、法定労働時間の総枠を超えた時間数が時間外労働となります。（なお､時間外労働を行わせるためには、36協定の締結が必要です。）

例えば、１か月を清算期間とした場合、法定労働時間の枠組みが以下の通りとなるため、清算期間における総労働時間は以下の範囲内としなければなりません。

		１か月の法定労働時間の総枠
清算期間の暦日数	３１日	177.1時間
	３０日	171.4時間
	２９日	165.7時間
	２８日	160.0時間

上記、清算期間内の暦日数に応じた１か月の法定労働時間の総枠（総労働時間の上限）と実労働時間の過不足に応じた賃金支払いが必要となります。こちらの清算については、

１：清算期間における総労働時間＜清算期間における実労働時間の合計の場合→超過した時間分の賃金清算が必要

２：清算期間における総労働時間＞清算期間における実労働時間の合計の場合→①不足時間分の賃金を控除して支払。または②不足時間分を繰り越して、次の清算期間の総労働時間に合算。

することになります。なお、フレックスタイム制を導入した場合にも、休日労働や深夜労働が行われた場合には割増賃金の支払い義務は生じますので注意が必要です。それぞれの労働時間についてしっかりと把握する必要がございます。

以上となりますが、19年当時は働き方改革の一環としての改正でしたが、感染症拡大防止の為の手段の一つとしても当制度の普及が進んでおります。人類の英知を結集し一日も早く平穏が訪れますよう願い、今回のレポートといたします。

高砂社会保険労務士事務所
〒399-0703　塩尻市広丘高出2226-10　TEL・FAX 0263-54-2690

青年部コーナー

「こどもしおじりminiオンライン」にリモート参加

12月12日（土）、13日（日）に開催された「こどもしおじりminiオンライン」で、青年部が租税教室を開催しました。こちらは塩尻市のえんぱーくで毎年開催される子ども職業体験イベントですが、今回はコロナの影響により従来のスタイルでの実施は断念され初のオンライン開催となりました。WEB会議システムを利用し、初のオンライン租税教室でしたがクイズやアニメDVDも交えながら、参加してくれた児童に楽しみながら税について学んでもらうことが出来ました。

講師役を担当した廣田部長

租税教育活動～信州大学生との協働～

11月25日（水）に信州大学経法学部生を対象とした租税教室事前研修会が行われ、廣田青年部長が参加し学生たちに様々なアドバイスを行いました。受講した学生は12月９日（水）に松本市立芝沢小学校での租税教室で講師役を担当しました。青年部では他団体とも積極的に協力して地域の租税教育活動がますます盛んになるよう取り組みを続けてまいります。

青年部が本会に備品（ワイヤレスアンプセット）を贈呈

12月11日（金）に開催された12月役員会にて青年部から本会に備品が贈呈されました。今回贈られたのは「ワイヤレスアンプセット（ワイヤレスマイク×２本、ピンマイク×２個、マイクアンプ）」。青年部が昨年の全国青年の集い大分大会「租税教育活動プレゼンテーション」で受賞した優秀賞の副賞（賞金）を原資に、今後の租税教育活動での利用や、本会の研修事業、親睦事業の際に役立てていただくために購入し、この度本会に贈呈されました。

廣田青年部長（右）から神澤会長に備品が贈られました

女性部コーナー

松本児童園への地域社会貢献活動を実施

女性部では地域社会貢献活動として、児童養護施設松本児童園へ、寄附金と日用品などの物品贈呈と奉仕活動を続けております。

本年度も12月９日（水）に小林女性部長はじめ４名が松本児童園を訪問し、会員から寄せられた善意をお届けしました。当日はタオルを加工して、施設で生活する子ども達が使う雑巾を縫う奉仕活動も行ってきました。皆様、ご協力誠にありがとうございました。

新年特別例会　ご案内

女性部では下記により新年特別例会を開催いたします。

○日　時　３年１月26日(火)　午後３時30分より
○内　容　松本税務署 宮澤正子署長講演会
○会　場　深志神社「梅風閣」
○お問合　法人会事務局まで（電話：35-8080）
○備　考　当日は新型コロナウイルス感染症予防に留意した会場設営、運営を徹底いたします。併せて参加者の皆様にはマスクの着用等へのご協力をお願い申し上げます。

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室⑮〕法人税関係その55

中小企業経営強化税制の対象になった テレワーク等のための設備投資について

Q　テレワーク等のための設備投資が中小企業経営強化税制の対象になったそうなので、これについて教えてください。

A　中小企業経営強化税制とは、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金3,000万円超１億円以下の法人は７%）が選択適用できるものです。

これまで、生産性向上設備（Ａ類型)、収益力強化設備（Ｂ類型）が対象になっておりましたが、新たにデジタル化設備（Ｃ類型）が対象に加わりました。

デジタル化設備とは、中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備の対象に、業務のデジタル化（テレワーク等）を促進するために、遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする投資計画に記載された設備です。

それぞれの定義は以下のとおりです。

遠隔操作

１）デジタル技術を用いて、遠隔操作をすること
２）以下のいずれかを目的とすること
　Ａ）事業を非対面で行うことができるようにすること
　Ｂ）事業に従事する者が、通常行っている業務を、通常出勤している場所以外の場所で行うことができるようにすること

可視化

１）データの集約・分析を、デジタル技術を用いて行うこと
２）１）のデータが、現在行っている事業や事業プロセスに関係するものであること
３）１）により事業プロセスに関する最新の状況を把握し経営資源等の最適化(※)を行うことができるようにすること

自動制御化

１）デジタル技術を用いて、状況に応じて自動的に指令を行うことができるようにすること
２）１）の指令が、現在行っている事業プロセスに関する経営資源等を最適化するためのものであること
(※)「経営資源等の最適化」とは、「設備、技術、個人の有する知識及び技能等を含む事業活動に活用される資源等の最適な配分等」をいいます。

デジタル化設備とは、上記のいずれかに該当する投資計画を達成するために必要不可欠な設備で、対象となる設備は次のとおりです。

設備の種類	用途又は細目	最低価額（１台１基又は一の取得価額）
機械装置（※1, 5）	全て	160万円以上
工具	全て	30万円以上
器具備品（※2, 6）	全て	30万円以上
建物附属設備（※3, 5, 6）	全て	60万円以上
ソフトウエア（※4, 6）	全て	70万円以上

（注）上記表中の※１～６は、事業用途によって対象から除かれる設備についての注意書きとなっておりますが、紙面の都合上割愛させていただきました。

対象となる設備についての詳細は、下記の中小企業庁ホームページ【中小企業庁：経営サポート「経営強化法による支援」／３．経営力向上計画の認定申請等について／３－１申請の手引き／税制措置・金融支援活用の手引き（令和２年10月１日更新)】をご覧ください。

経営力向上設備等のうち、中小企業経営強化税制のデジタル化設備（Ｃ類型）を取得する経営力向上計画を申請される方は、計画申請の際、経済産業局によるデジタル化設備に関する確認書が必要になります。

設備取得の前に、経済産業局へ発行を申請し、デジタル化設備に関する確認書を取得してください。

なお、確認書は申請してから発行されるまで数日～1ヶ月程度かかるため、余裕を持った申請をお願いします。

※詳細は中小企業庁のホームページをご覧ください。
（中小企業庁：経営サポート「経営強化法による支援」）
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html

（税制委員会：忠地祐一、杉山良一、木下匡晃グループ稿）
（監修：関東信越税理士会　松本支部）

どこでも申告・納税　イータックス（http://www.e-tax.nta.go.jp）

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。
サンリン株式会社
東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030㈹
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部
部員募集中!!
お問合せは事務局（☎35-8080）まで！

１月の予定

６日税制委グループ会議　**８日**総務委員会　**13日**女性部正副部長会議　**20日**租税教室（芳川小学校）　**21日**正副会長会・１月拡大役員会　**26日**女性部新年特別例会　**29日**決算説明会

決算説明会（法人税・消費税の説明会/12月決算法人対象）
１月29日㈮　午後２時より 松本市駅前会館４階「大会議室」

※会場設営（距離確保）、手指消毒、検温等の実施といった安全対策を行い開催いたします。ご参加いただく方にはマスクの着用にご協力をお願いいたします。なお、感染拡大状況により中止となる場合もございますがご了承願います。

令和２年度 松本税務署長納税表彰贈呈式

12月11日（金）に開催されました12月役員会の冒頭、本年度の松本税務署長納税表彰の贈呈式が執り行われ、宮澤正子松本税務署長から、当会常任理事・青年部長の廣田伸一氏に表彰状と記念品が贈呈されました。誠におめでとうございました。

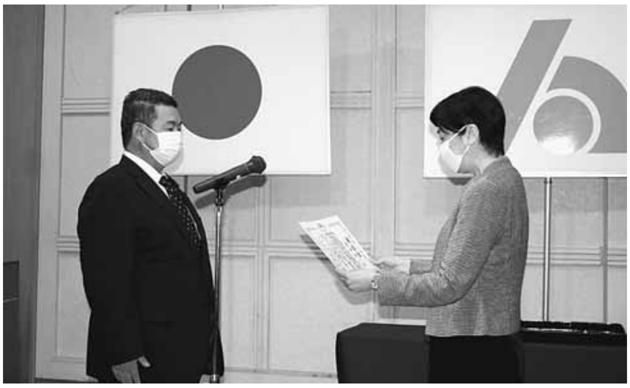

宮澤署長（右）と廣田青年部長

令和３年度 税制改正に関する提言活動

法人会では毎年、適正・公平な税制の実現を目指して、建設的な提言活動を全国的に実施しており、松本法人会でも、地元選出の国会議員ならびに地方自治体などに対する提言活動に取り組んでおります。

本年度は下条みつ衆議院議員（立憲民主党）、務台俊介衆議院議員（自由民主党）、松本市役所（臥雲義尚市長・村上幸雄市議会議長）を百瀬幸子税制委員長が訪問して、３年度税制改正に関する提言活動を行いました。（松本市以外の管内自治体に対しては首長、議会議長あてに提言書を送付いたしました。）

下条みつ衆議院議員

務台俊介衆議院議員事務所

臥雲義尚松本市長

村上幸雄松本市議会議長

第18回会員親睦ボウリング大会中止のご案内

本年度予定しておりました「第18回会員親睦ボウリング大会（令和３年２月18日㈭開催予定）」につきまして、主管する当会厚生委員会において実施の検討を進めて参りましたが、今後の新型コロナ感染拡大予測および、大会が「参加人員100名規模の室内競技であること」、「表彰式の実施方法」、「ボールの共用」等の点を総合的に勘案し、誠に残念ではございますが中止させていただくことになりました。どうぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

頌春

令和３年
(2021年)
( )内は選出部会

会長 神澤陸雄	副会長・厚生委員長 髙橋秀生	副会長・総務委員長 滝澤文雄	副会長・研修委員長 花岡貞夫	副会長・広報委員長 百瀬衛貴男
副会長・税制委員長 百瀬幸子	副会長・豊科部会長 髙山政登	副会長・組織委員長 小日向義夫	副会長・波田部会長 深澤直久	副会長・穂高部会長 菅澤一隆
副会長・川手部会長 花村薫	副会長・塩尻部会長 作田永子	専務理事 野村和之	常任理事・青年部長 廣田伸一	常任理事・女性部長・税制副委員長 小林秀子
常任理事 西澤仁志	常任理事・城西部会長 田中鈴生	常任理事 吉江宗雄	常任理事（西部） 榊原勝則	常任理事（南松本） 島宏幸
常任理事・厚生副委員長・東部部会長 森田章敬	常任理事・総務副委員長・深志部会長 倉科晶夫	常任理事・研修副委員長・南部部会長 上條栄規	常任理事・組織副委員長・南東部会長 田内光一	常任理事・広報副委員長 浅川琢夫
常任理事・総務副委員長・西北部会長 田中幸一	常任理事・税制副委員長 赤羽勝巳	理事・上土部会長 増田博志	理事・今町・六九部会長 大宮康彦	理事・伊勢町部会長 土屋忠史
理事・中央部会長 手塚勝彦	理事・本庄部会長 市川興一	理事・白板部会長 折井哲朗	理事・城東部会長 大和朗	理事・北部部会長 濵田諭
理事・南松本部会長 佐藤古寿	理事・芳川部会長 竹村治恭	理事・本郷部会長 山﨑圭子	理事・寿部会長 堀江哲也	理事・研修副委員長・西部部会長 宮下秀保
理事・南西部会長 中島敬夫	理事・三郷部会長 髙木一寿	理事・筑北部会長 宮下朗	理事・安曇部会長 宮本孝幸	理事・梓川部会長 齋藤章
理事・堀金部会長 中田彰人	理事・朝日部会長 武井正	理事・山形部会長 清水敏昭	理事・奈川部会長 向井康	理事・上高地・白骨温泉旅館部会長 齋藤康行
理事・農協部会長 伊藤茂	理事・組織副委員長 清水是昭	理事・広報副委員長 忠地恵子	理事・厚生副委員長 高橋治美	理事・青年部長経験者 大月清光
理事・青年部長経験者 伊藤修	理事・青年部副部長 蒲生浩明	理事・女性部副部長 中野美知子	運営審議員（今町・六九） 真峯勝則	運営審議員（深志） 甕奉邦
運営審議員（本庄） 横内義明	運営審議員（東部） 新井巻好	運営審議員（城東） 安保充彦	運営審議員（北部） 小松伸好	運営審議員（本郷） 富成敏文
運営審議員（寿） 橋詰修	運営審議員（南西） 岡野敏明	運営審議員（南東） 林勇次	運営審議員（塩尻） 清水吉則	運営審議員（塩尻） 酒井久徳
運営審議員（塩尻） 塚原嘉之	運営審議員（塩尻） 吉村和道	運営審議員（豊科） 下山邦雄	運営審議員（豊科） 小川原浄	運営審議員（穂高） 会田恵司
運営審議員（穂高） 佐野訓久	運営審議員（川手） 藤森賢	運営審議員（川手） 瀧澤正基	運営審議員（波田） 川澄博	運営審議員（三郷） 久根下直敏
運営審議員（筑北） 関川光寿	運営審議員（安曇） 川上隆英	運営審議員（梓川） 小松保久	運営審議員（堀金） 小松正廣	運営審議員（朝日） 立花榮次
運営審議員（山形） 布野源一	運営審議員（奈川） 川瀬雄一	監事 宮本潔	監事 伊藤敏史	監事 柴田博康

事務局一同

「消費税申告一声運動実施中」

あけまして
おめでとうございます

さあ、保険の新次元へ。
T&D保険グループ

謹賀新年

大同生命は、
「経営者保険のパイオニア」として、
これからも、みなさまに大きな安心を
お届けしてまいります。
本年もよろしくお願い申しあげます。

DAIDO 大同生命保険株式会社

松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル3F)　TEL 0263-32-0829

謹賀新年

ＡＩＧ損害保険は本年度も法人会の福利厚生制度「ビジネスガード」を
会員企業様の皆様にお届けしてまいります。
皆様の益々のご繁栄をお祈り申し上げます。
本年もよろしくお願いいたします。

ＡＩＧ損害保険株式会社　松本支店　長野県松本市本庄1-3-10　大同生命松本ビル7F
TEL:0263-35-1933

〈引受保険会社〉アフラック 長野支社
〒380-0823 長野県長野市南千歳1-12-7　新正和ビル4階
法人会フリーダイヤル 0120-876-505
受付時間/9:00～17:00(土日祝日除く)

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着３社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ：タテ6.5×ヨコ9ｾﾝ)

お申込みは事務局まで　TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

●掲載無料　●関係企業、県内外関係機関4, 300社へ発送
●フルカラー印刷　●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

お申込みは……松本法人会事務局　☎0263-35-8080

広報誌12月号掲載記事に関する修正につきまして

前月号のふるさとの食「安曇野穂高のわさび」につきまして現在**「安曇野わさび」**が正しい名称であることをここに訂正させていただきます。ただいま信州山葵農業協同組合の皆様が長年ブランド強化の取り組みとして名称統一に努力されているのです。併せて地域の特産物「わさび」をGI（地理的表示保護制度）化することによって商品価値も上げていこうと日夜努力を続け、既に農林水産省にその申請をおこなっていることをここにご報告させていただきます。

地区トピックス

「松本あめ市が中止に」（松本市）

過去開催時写真

商都松本の新春伝統行事「松本あめ市」が、感染症拡大防止の観点から今年は残念ながら中止されました。「新しい生活様式」を受け入れなければならないのは理解しているつもりですが人々が集い、繋がり、楽しむ、そんな機会が失われていくことは残念でなりません。一日も早く、こうした伝統行事を再び心置きなく楽しめる日が来ることを強く願います。**（川船昌子編集委員）**

川柳コーナー

自主規制
帰省できない
お正月

手洗いを
常に忘れず
手荒れした

家族とは
近くなったよ
ディスタンス

新米

あとがき

新型コロナ感染症の影響により、私たちの日常の生活、働き方などに大きな変化がもたらされました。日本経済新聞は「売上高100億円以下の上場企業【NEXT1000】を対象に、新型コロナウイルスの感染が広がった20年3月中旬以降に売買代金が膨らみ、上場以来の高値を記録した企業のランキング」を昨年11月に発表し、上位には逆境下での新ビジネスに意欲的なバイオ、IT企業が目立ちました。

上位の顔ぶれは、1位は自治体向けシステム開発を手掛ける「㈱チェンジ」。コロナ禍や災害時対応に追われる自治体間で導入が進んでいるそうです。2位は全自動PCR検査システム等を製造・販売する「プレシジョン・システム・サイエンス㈱」。3位はウェブ会議サービス等のビジュアルコミュニケーションツールを提供する「㈱ブイキューブ」という結果でした。全てコロナ禍だからこそ必要とされた需要の様に思われますが、新しい年はどのような需要が高まるのでしょうか。

（川船）

（本号編集委員：
川船昌子
横沢　敏

個人情報の取扱について

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発　行　所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人　百瀬衛貴男
（毎月1回１日発行）
印刷所　信州印刷株式会社

ホームページリンク企業募集！ くわしくは事務局まで